

平成 3 1 年 2 月議会

第 5 委員会 議案説明資料

予算案

- 平成 3 1 年 2 月議会補正予算案 道路下水道局集計表 1 頁
- 議案第 1 号 平成 3 0 年度一般会計補正予算案（第 4 号） 3 頁
- 議案第 12 号 平成 3 0 年度下水道事業会計補正予算案（第 2 号） 11 頁

一般議案

- 議案第 21 号 福岡高速道路整備計画の一部変更に関する同意について 21 頁
- 議案第 26 号 下水道施設の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について 29 頁
- 議案第 28 号 市道路線の認定について 33 頁
- 議案第 29 号 市道路線の変更について 34 頁

平成 3 1 年 2 月

道 路 下 水 道 局

平成31年2月議会補正予算案

1. 一般会計

区分	補 正 前 の 額 (A)					補 財	
	予 算 額	財 源 内 訳				予 算 額	特 定 財 源
		特 定 財 源			一般財源		
		国県支出金	市 債	その他			
道 路 ・ 街 路	26,852,215	4,616,291	11,301,000	3,957,228	6,977,696	4,187,562	2,037,854
		計 19,874,519					
河 川	2,335,487	851,832	795,000	37,159	651,496	－	－
		計 1,683,991					
下 水 道	20,976,493	691	－	96	20,975,706	－	－
		計 787					
公 債 費	－	－	－	3,140,432	△ 3,140,432	－	－
		計 3,140,432					
合 計	50,164,195	5,468,814	12,096,000	7,134,915	25,464,466	4,187,562	2,037,854
		計 24,699,729					

2. 特別会計

駐車場	492,388	-	-	492,388	-	-	-
		計 492,388					

3. 下水道事業会計

(1) 収益的收入及び支出

(単位:千円)

区 分	補正前の額(A)	補正額(B)	計(A+B)
収益的收入	57,620,561	-	57,620,561
収益的支出	49,565,039	-	49,565,039
差 引	8,055,522	-	8,055,522

(2) 資本的收入及び支出

(単位:千円)

区 分	補正前の額(A)	補正額(B)	計(A+B)
資本的收入	32,482,139	2,970,000	35,452,139
資本的支出	58,099,426	2,972,811	61,072,237
差 引	△ 25,617,287	△ 2,811	△ 25,620,098

道 路 下 水 道 局 集 計 表

△印:減
(単位:千円)

正 額 (B)			計 (A+B)				
源 内 訳			予 算 額	財 源 内 訳			
定 財 源		一般財源		特 定 財 源			一 般財源
市 債	その他			国県支出金	市 債	その他	
2,118,000	－	31,708	31,039,777	6,654,145	13,419,000	3,957,228	7,009,404
計 4,155,854				計 24,030,373			
－	－	－	2,335,487	851,832	795,000	37,159	651,496
計 一				計 1,683,991			
－	－	－	20,976,493	691	－	96	20,975,706
計 一				計 787			
－	－	－	－	－	－	3,140,432	△ 3,140,432
計 一				計 3,140,432			
2,118,000	－	31,708	54,351,757	7,506,668	14,214,000	7,134,915	25,496,174
計 4,155,854				計 28,855,583			
－	－	－	492,388	－	－	492,388	－
計 一				計 492,388			

(1)歳 入

予算案 説明書 ページ	款・項	目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A+B)
5 ・ 6	(18) 国庫支出金 2. 国庫補助金	7. 土木費国庫補助金	千円 2,388,211	千円 35,854	千円 2,424,065
		8. 都市計画費国庫補助金	2,577,180	2,002,000	4,579,180
10	(25) 市 債 1. 市 債	7. 土 木 債	8,022,000	416,000	8,438,000
		8. 都 市 計 画 債	3,962,000	1,702,000	5,664,000
そ の 他 (本 補 正 以 外)			7,750,338	—	7,750,338
歳 入 合 計			24,699,729	4,155,854	28,855,583

補正予算案(第 4 号)

説	明
1. 道路新設改良費補助金の減額	・香椎4800号線 外 △ 35,011千円
2. 交通安全施設等整備事業費補助金の追加	・直営灯のLED化 外 70,865千円
街路新設改良費補助金の追加	・西鉄天神大牟田線連続立体交差事業(雑餉隈駅付近) ・国道3号線 外
道路橋りょう整備債の追加	・香椎4800号線 ・直営灯のLED化 外
街路橋りょう整備債の追加	・西鉄天神大牟田線連続立体交差事業(雑餉隈駅付近) ・国道3号線 外

(2)歳 出

予算案 説明書 ページ	款・項	目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A+B)
			千円	千円	千円
26 ↳ 29	(8) 土 木 費 2.道路橋りょう費	3. 道路新設改良費	6,710,633	256,568	6,967,201
28 ・ 29		4. 交通安全施設 等整備事業費	6,265,343	226,994	6,492,337

説

明

1. 公共事業の減額 △ 21,542千円
香椎4800号線 外

関連歳入	
(18)国庫支出金	△ 35,011千円
道路新設改良費補助金	
(25)市債	
道路橋りょう整備債	10,000千円

2. 単独事業の減額 △ 69,056千円
春吉橋賑わい創出空間

関連歳入	
(25)市債	△ 62,000千円
道路橋りょう整備債	

3. 直轄工事費負担金の追加 347,166千円
国道3号 外

関連歳入	
(25)市債	
道路橋りょう整備債	312,000千円

※科目別内訳 (単位:千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
委託料	987,609	11,731	999,340
工事請負費	3,581,357	△ 21,273	3,560,084
公有財産購入費	240,341	△ 12,000	228,341
負担金補助及び交付金	1,059,588	278,110	1,337,698
その他(本補正以外)	841,738	—	841,738
合 計	6,710,633	256,568	6,967,201

- 公共事業の追加 226,994千円
直営灯のLED化 外

関連歳入	
(18)国庫支出金	70,865千円
交通安全施設等整備事業費補助金	
(25)市債	
道路橋りょう整備債	156,000千円

※科目別内訳 (単位:千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
工事請負費	3,471,278	280,401	3,751,679
公有財産購入費	766,663	△ 55,907	710,756
補償補填及び賠償金	689,115	2,500	691,615
その他(本補正以外)	1,338,287	—	1,338,287
合 計	6,265,343	226,994	6,492,337

予算案 説明書 ページ	款・項	目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A+B)
			千円	千円	千円
32 ・ 33	(9) 都市計画費 3.街路橋りよう費	1.街路新設改良費	7,365,001	3,704,000	11,069,001
その他の科目(本補正以外)			29,823,218	—	29,823,218
歳 出 合 計			50,164,195	4,187,562	54,351,757

説	明		
公共事業の追加		3,704,000千円	
ア. 新設改良 国道3号線 外	704,000千円		
イ. 鉄道高架 西鉄天神大牟田線連続立体交差事業(雑餉隈駅付近)	3,000,000千円		
関連歳入 (18)国庫支出金 街路新設改良費補助金 (25)市債 街路橋りょう整備債	2,002,000千円 1,702,000千円		
※科目別内訳 (単位:千円)			
区 分	補正前の額	補 正 額	計
委託料	268,990	5,000	273,990
工事請負費	739,951	40,000	779,951
公有財産購入費	471,095	659,000	1,130,095
負担金補助及び交付金	3,085,705	3,000,000	6,085,705
その他(本補正以外)	2,799,260	—	2,799,260
合 計	7,365,001	3,704,000	11,069,001

(3)繰越明許費

款・項	目	事業名	関係予算額	繰越額
(8)土木費 2. 道路橋りょう費	3. 道路新設改良費	道路新設改良事業	千円 6,967,201	千円 1,866,003
	4. 交通安全施設等整備事業費	交通安全施設等整備事業	6,492,337	2,475,238
3. 河川水路費	3. 河川水路改良費	河川水路改良事業	1,913,713	953,523
(9)都市計画費 3. 街路橋りょう費	1. 街路新設改良費	街路新設改良事業	11,069,001	5,652,347
(13)災害復旧費 3. 公共土木施設災害復旧費	1. 道路災害復旧費	道路災害復旧事業	283,200	102,214
	2. 河川災害復旧費	河川災害復旧事業	19,700	8,860
計			26,745,152	11,058,185

(4)地方債

起債の目的	限度額		
	補正前 (A)	補正後 (B)	差引補正予定額 (B-A)
道路橋りょう整備費	千円 7,232,000	千円 7,648,000	千円 416,000
街路橋りょう整備費	2,721,000	4,423,000	1,702,000

繰越事由
地元協議等に日時を要し、年度内に完了しないため。
地元協議等に日時を要し、年度内に完了しないため。
地元協議等に日時を要し、年度内に完了しないため。
国庫補助の内示及び工期の都合により、年度内に完了しないため。
地元協議等に日時を要し、年度内に完了しないため。
地元協議等に日時を要し、年度内に完了しないため。

(1) 業務の予定量

区 分	補 正 前 A	補 正 後 B	差引 補正予定量 B-A
3. 主要な建設改良事業	千円	千円	千円
管渠、ポンプ場及び下水処理場整備事業 事業費	25,339,164	28,311,975	2,972,811

(2) 予算の補正

(資本的収入及び支出)

区分	款・項	目	既決予定額 A	補正予定額 B	計 A+B
収 入			千円	千円	千円
	(1) 資本的収入 1. 企業債	1. 建設企業債	13,086,000	1,430,000	14,516,000
	2. 国庫補助金	1. 国庫補助金	8,130,985	1,540,000	9,670,985
	その他の科目(本補正以外)		11,265,154	-	11,265,154
	計		32,482,139	2,970,000	35,452,139
支 出	(1) 資本的支出 1. 建設改良費	1. 公共下水道整備費	24,890,000	2,932,000	27,822,000
		2. 流域下水道整備費	302,564	40,811	343,375
	その他の科目(本補正以外)		32,906,862	-	32,906,862
	計		58,099,426	2,972,811	61,072,237
	差 引 過 不 足(△) 額		△ 25,617,287	△ 2,811	△ 25,620,098

(3) 企業債

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補 正 前 A	補 正 後 B	差引 補正予定額 B-A
下 水 道 建 設 事 業 費	千円 13,086,000	千円 14,516,000	千円 1,430,000

補正予算案（第2号）

説	明
公共下水道整備事業等に充当する企業債の追加	
公共下水道整備事業に対する国庫補助金の追加	
公共下水道整備に要する経費の追加	
公 共 事 業	2,932,000 千円
・管渠整備	
城西1号幹線 外	
・ポンプ場整備	
筥松第1ポンプ場 外	
・処理場整備	
和白水処理センター 外	
流域下水道整備に要する建設費負担金の追加	

[参 考]

1. 平成30年度 下水道事業会計 財政収支状況

(消費税抜き、単位：千円)

年度	収 益 的 収 支						
	収 入				支 出	収支差引 損 益	利益処分 (減債積立金)
	下水道使用料	一般会計 負担金	その他	計			
補正前 A	28,324,094	16,443,526	10,518,410	55,286,030	48,155,889	7,130,141	7,130,141
補正後 B	28,324,094	16,443,526	10,518,410	55,286,030	48,155,889	7,130,141	7,130,141
差 引 B－A	0	0	0	0	0	0	0

(消費税込み、単位：千円)

資 本 的 収 支						企業債残高
収 入	支 出	収支差引	補てん財源		資金不足額 〔一般会計出資金 で補てん〕	
			損益勘定 留保資金等	減債積立金 取崩額		
40,364,261	66,001,056	△ 25,636,795	19,219,293	6,417,502	0	372,247,617
43,334,261	68,973,867	△ 25,639,606	19,222,104	6,417,502	0	373,677,617
2,970,000	2,972,811	△ 2,811	2,811	0	0	1,430,000

《 参 考 》

補正予算箇所

【一 般 会 計】

(議案説明資料 5p～8p関連)

土木費

2. 道路橋りょう費

3. 道路新設改良費

(1)事業別補正額

(単位:千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
公 共 事 業	1,052,204	△ 21,542	1,030,662
単 独 事 業	4,409,117	△ 69,056	4,340,061
直轄工事費負担金	689,000	347,166	1,036,166
本 補 正 以 外	560,312	—	560,312
計	6,710,633	256,568	6,967,201

(2)路線別補正額

○ 公 共 事 業

(単位:千円)

主な対象路線名等	補正前の額	補 正 額	計	補正理由
香椎4800号線	88,750	△ 12,000	76,750	国内示に伴う減
千代今宿線	74,000	△ 8,880	65,120	国内示に伴う減
学園通線	41,250	△ 15,000	26,250	国内示に伴う減
御供所町297号線	88,000	4,000	92,000	国内示に伴う追加
福岡東環状線 外	760,204	10,338	770,542	国内示に伴う追加
計	1,052,204	△ 21,542	1,030,662	

○ 単 独 事 業

(単位:千円)

主な対象路線名等	補正前の額	補 正 額	計	補正理由
春吉橋賑わい創出空間	312,000	△ 69,056	242,944	国の事業進捗状況に伴う減
香椎4800号線 外	4,097,117	—	4,097,117	
計	4,409,117	△ 69,056	4,340,061	

○ 直轄工事費負担金

(単位:千円)

主な対象路線名等	補正前の額	補 正 額	計	補正理由
国道3号 外	689,000	347,166	1,036,166	国内示に伴う追加
計	689,000	347,166	1,036,166	

4. 交通安全施設等整備事業費

(1) 事業別補正額

(単位: 千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
公 共 事 業	2,508,827	226,994	2,735,821
本 補 正 以 外	3,756,516	—	3,756,516
計	6,265,343	226,994	6,492,337

(2) 路線別補正額

○ 公 共 事 業

(単位: 千円)

主な対象路線名等	補正前の額	補 正 額	計	補正理由
博多駅草ヶ江線	352,874	△ 68,667	284,207	国内示に伴う減
博多駅草ヶ江線CCB	2,000	100,000	102,000	国補正に伴う追加
直営灯のLED化	104,000	117,000	221,000	国補正に伴う追加
清水干隈線 外	2,049,953	78,661	2,128,614	国補正等に伴う追加
計	2,508,827	226,994	2,735,821	

都市計画費

3. 街路橋りょう費

1. 街路新設改良費

(1) 事業別補正額

(単位: 千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
公 共 事 業	4,789,190	3,704,000	8,493,190
本 補 正 以 外	2,575,811	—	2,575,811
計	7,365,001	3,704,000	11,069,001

(2) 路線別補正額

○ 公 共 事 業

(単位: 千円)

主な対象路線名等	補正前の額	補 正 額	計	補正理由
西鉄天神大牟田線連続立体交差事業 (雑餉隈駅付近)	3,240,000	3,000,000	6,240,000	国補正に伴う追加
国道3号線 外	1,549,190	704,000	2,253,190	国補正に伴う追加
計	4,789,190	3,704,000	8,493,190	

【下水道事業会計】

(議案説明資料 1 1 p ~ 1 2 p 関連)

(単位：千円)

資 本 的 支 出

1. 建設改良費

1. 公共下水道整備費

(1) 事業別補正額

区 分	補正前の額	補 正 額	計
公 共 事 業	15,936,000	2,932,000	18,868,000
単 独 事 業	9,077,000	-	9,077,000
計	25,013,000	2,932,000	27,945,000
事業対象内人件費	123,000	-	123,000
公共下水道整備費	24,890,000	2,932,000	27,822,000

(2) 整備箇所別補正額

○ 公共事業

主な整備箇所名	補正前の額	補 正 額	計	補正理由
城西 1 号幹線	—	140,000	140,000	国補正に伴う追加
第 2 遮集幹線	—	80,000	80,000	国補正に伴う追加
堅粕第 1 1 雨水幹線	—	150,000	150,000	国補正に伴う追加
百道第 2 雨水幹線	—	150,000	150,000	国補正に伴う追加
麦野雨水幹線	—	80,000	80,000	国補正に伴う追加
堅粕第 3 雨水幹線 外	—	55,000	55,000	国補正に伴う追加
筥松第 1 ポンプ場 電気設備	—	50,000	50,000	国補正に伴う追加
室見ポンプ場 監視制御設備	—	110,000	110,000	国補正に伴う追加
飛石町ポンプ場 電気設備	—	70,000	70,000	国補正に伴う追加
田尻ポンプ場 監視制御設備 外	—	325,000	325,000	国補正に伴う追加
和白水処理センター 消毒電気設備	—	100,000	100,000	国補正に伴う追加
和白水処理センター 最終沈澱池污泥掻寄機 外	—	150,000	150,000	国補正に伴う追加
東部水処理センター 污泥焼却設備	—	250,000	250,000	国補正に伴う追加
東部水処理センター 消化槽防食	—	130,000	130,000	国補正に伴う追加
東部水処理センター 排ガス設備	—	100,000	100,000	国補正に伴う追加
東部水処理センター 水処理流入機械設備 外	—	320,000	320,000	国補正に伴う追加
中部水処理センター 污泥脱水機	—	180,000	180,000	国補正に伴う追加
中部水処理センター 管理棟本館外壁 外	—	115,000	115,000	国補正に伴う追加
西部水処理センター 消化槽防食	—	100,000	100,000	国補正に伴う追加
西部水処理センター 汚水ポンプ設備 外	—	132,000	132,000	国補正に伴う追加
調査委託	—	145,000	145,000	国補正に伴う追加
その他	25,013,000	—	25,013,000	
計	25,013,000	2,932,000	27,945,000	

(単位：千円)

2. 流域下水道整備費（負担金）

(1) 事業別補正額

区 分	補正前の額	補 正 額	計
公 共 事 業	277,866	37,255	315,121
単 独 事 業	24,698	3,556	28,254
計	302,564	40,811	343,375
流域下水道整備費負担金	302,564	40,811	343,375

(2) 整備箇所別補正額

○ 公共事業

主な整備箇所名	補正前の額	補 正 額	計	補正理由
御笠川浄化センター	277,866	37,255	315,121	国補正に伴う追加
計	277,866	37,255	315,121	

○ 単独事業

主な整備箇所名	補正前の額	補 正 額	計	補正理由
御笠川浄化センター	24,698	3,556	28,254	国補正に伴う追加
計	24,698	3,556	28,254	

繰越箇所

【一般会計】

(議案説明資料 9p～10p関連)

(1)道路新設改良費

(単位:千円)

公 共 事 業		単 独 事 業 等		合 計
繰越額	主な路線名等	繰越額	主な路線名等	
333,038	香椎4800号線 千代今宿線 生活道路アセット 橋梁アセット 幹線道路アセット 10 路線	1,532,965	和白東2729号線 店屋町311号線 博多駅草ヶ江線 西片江493号線 渦元浜線 草場線 87 路線	1,866,003 〔工事費 1,300,435〕 用地費 157,322 補償費 81,793 委託料 325,453 負担金等 1,000〕

(2)交通安全施設等整備事業費

(単位:千円)

公 共 事 業		単 独 事 業 等		合 計
繰越額	主な路線名等	繰越額	主な路線名等	
1,137,789	福重石丸線 博多駅草ヶ江線 桧原比恵線 後野福岡線 町川原福岡線 直営灯のLED化 29 路線	1,337,449	猪野土井線 志賀島循環線 福岡筑紫野線 塩原野間線 国道263号 今宿東4242号線 93 路線	2,475,238 〔工事費 1,802,843〕 用地費 194,547 補償費 243,515 委託料 184,333 負担金等 50,000〕

(3)河川水路改良費

(単位:千円)

公 共 事 業		単 独 事 業 等		合 計
繰越額	主な路線名等	繰越額	主な路線名等	
844,776	周船寺川 水崎川 金屑川 浜男川 8 河川 1 池	108,747	若久川 大谷川 七隈川 不動ヶ浦池 3 河川 1 池	953,523 〔工事費 652,168〕 用地費 72,619 補償費 58,453 委託料 81,986 負担金等 88,297〕

(4) 街路新設改良費

(単位:千円)

公 共 事 業		単 独 事 業 等		合 計
繰越額	主な路線名等	繰越額	主な路線名等	
5,417,620	西鉄天神大牟田線連続立体 交差事業(雑餉隈駅付近) 国道3号線 築港石城町線 和白新宮線 博多箱崎線 9 路線	234,727	長尾橋本線 築港石城町線 国道3号線 西鉄天神大牟田線連続立体 交差事業(雑餉隈駅付近) 和白新宮線 10 路線	5,652,347 (工事費 368,492 用地費 750,342 補償費 110,141 委託料 83,072 負担金等 4,340,300)

(5) 道路災害復旧費

(単位:千円)

公 共 事 業		単 独 事 業 等		合 計
繰越額	主な路線名等	繰越額	主な路線名等	
63,400	入部中原停車場線 堤1531号線 2 路線	38,814	入部中原停車場線 堤1531号線 小笹512号線 桜坂1438号線 8 路線	102,214 (工事費 102,214)

(6) 河川災害復旧費

(単位:千円)

公 共 事 業		単 独 事 業 等		合 計
繰越額	主な路線名等	繰越額	主な路線名等	
7,728	山田川 1 河川	1,132	山田川 1 河川	8,860 (工事費 8,860)

合 計

(単位:千円)

公 共 事 業	単 独 事 業 等	合 計
7,804,351	3,253,834	11,058,185 (工事費 4,235,012 用地費 1,174,830 補償費 493,902 委託料 674,844 負担金等 4,479,597)

議案第21号

福岡高速道路整備計画の一部変更に関する同意について

上記の議案を提出する。

平成31年 2 月15日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、福岡北九州高速道路公社から、福岡高速道路整備計画を一部変更することについて、道路整備特別措置法第16条第1項の規定により道路管理者の同意を求められたので、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものである。

福岡高速道路整備計画の一部変更に関する同意について

福岡北九州高速道路公社から福岡高速道路整備計画を一部変更することについて別紙のとおり同意を求められたが、本件については、同意するものとする。

別紙

福 北 計 第 9 号

平成30年12月19日

福岡市長 高 島 宗一郎 様

福岡北九州高速道路公社

理事長 山 中 義 之

福岡高速道路整備計画の一部変更に関する同意申請について

福岡高速道路整備計画を次のとおり一部変更することについて、道路整備特別措置法第12条第6項の規定により、国土交通大臣の許可を受けるにあたり、同法第16条第1項の規定に基づき貴市の同意を求めます。

5 新設又は改築に要する費用の概算額中「8,823億円」を「8,871億円」に改める。

議 案 名	福岡高速道路整備計画の一部変更に関する同意について
理 由	福岡北九州高速道路公社から，福岡高速道路整備計画を一部変更することについて，道路整備特別措置法第16条第1項の規定により道路管理者の同意を求められたので，同条第2項の規定により議会の議決を求めるもの。
内 容	福岡高速道路整備計画は，現在，福岡市道福岡高速1号線～6号線の項目について定められている。 今回の一部変更は，同整備計画の「新設又は改築に要する費用の概算額」に関する内容について以下のとおり変更するものである。 【変更内容】 5 新設又は改築に要する費用の概算額 （変更前）8,823億円 （変更後）8,871億円 ・福岡高速6号線に係る建設費の増 ・その他公社経費の減

福岡高速道路整備計画の一部変更について

現在、福岡北九州高速道路公社が事業主体となり整備を進めている福岡高速 6 号線における「有料道路事業」について、工事着手後、施工方法の見直しなどにより建設費（概算額）が増額となるもの。

【位置図】



【変更概要】

1. 建設費（概算額）の増

(変更前) 約 154 億円 → (変更後) 約 204 億円 約 50 億円増

うち市負担額
 出資金 約 3 億円増
 貸付金 約 9 億円増
 合計 約 12 億円増

2. 増額の内訳

(1) 橋脚基礎工の工法変更による増 約 28 億円

- ・橋脚の基礎工において、地中に混在していた転石などの影響により、土留鋼矢板や地盤改良の施工方法について見直しが必要となったもの

(2) 橋梁上部工の構造部材の変更による増 約 13 億円

- ・福岡高速 1 号線との分合流部について、施工に伴う構造照査の結果、1 号線の橋桁にコンクリート増厚による追加補強が必要となったもの
- ・橋梁の長寿命化への対応などを踏まえ、橋梁部材の一部見直しが必要となったもの

(3) 安全対策の強化等に伴う増 約 9 億円

- ・橋桁の架設について、国の通知による施工時の一層の安全確保や、周辺交通への影響の軽減を図るために、橋桁の架設工法の一部見直しなどが必要となったもの
- ・交通管理者との協議を踏まえ、工事用車両の出入口の増設に伴い、歩行者への安全対策強化として交通誘導員を追加配置したもの

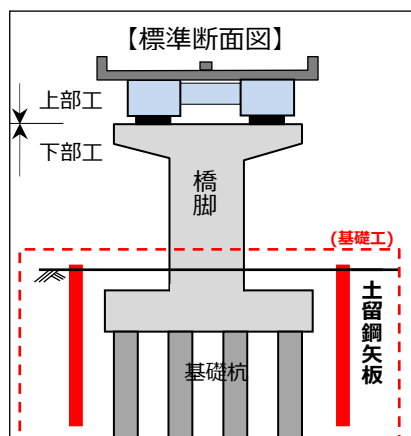
【 参 考 資 料 】

(1) 橋脚基礎工の工法変更による増

① 土留鋼矢板の施工方法の見直し

橋脚基礎工における土留鋼矢板の施工については、事前の地質調査の結果（砂質土・礫質土）や、周辺環境への配慮（住居や商業施設が近接）から、油圧圧入工法で行うこととしていた。

しかし、現場施工に着手したところ、地盤下に混在していた転石などが支障となり、土留鋼矢板の圧入が困難となったことから、転石などの硬質地盤に対応した工法（硬質地盤クリア工法）に見直す必要が生じたもの。



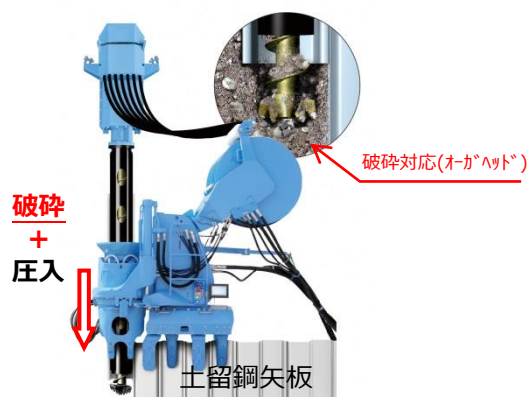
【当初】 油圧圧入工法



転石などにより
圧入が**不能**



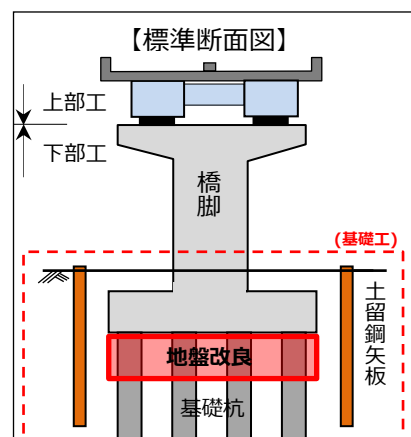
【変更後】 硬質地盤クリア工法



② 地盤改良の施工方法の見直し

一部区間（臨港地区近辺）においては、事前の地質調査の結果、地層の一部に軟弱土が含まれていたことから、橋梁の耐震性を確保するため、静的締固砂杭工（サンドコンパクション工法）による地盤改良を行うこととしていた。

しかし、現場施工に着手したところ、地盤下に混在していた転石などが支障となり、地盤改良の施工が困難となったことから、先行して転石などを破碎するための補助工法を追加する必要が生じたもの。



(2) 橋梁上部工の構造部材の変更による増

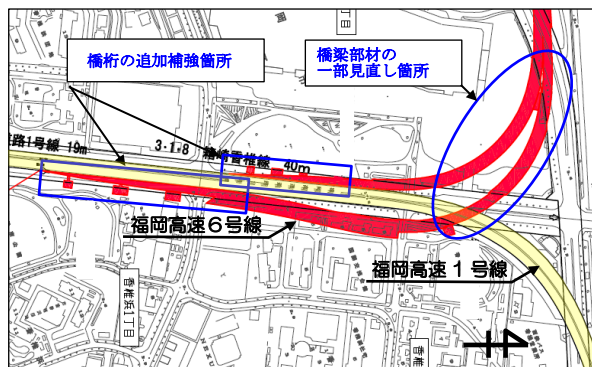
○ 既設橋梁の補強等

福岡高速1号線との分合流部については、1号線の端部に新たな車両荷重が生じることから、経済性及び施工性に優れ、一般的な補強工法である「炭素繊維シート接着工法」を計画していた。

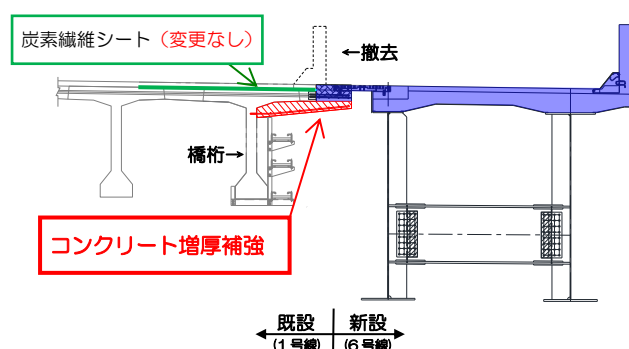
その後、施工に伴う詳細な構造照査の結果、1号線の橋桁についてコンクリートの増厚による追加補強が必要となったもの。

また、橋梁の長寿命化を踏まえ維持管理に配慮した構造への対応など、橋梁部材の一部見直しが必要となったもの。

■位置図



■断面図（変更後）



(3) 安全対策の強化等に伴う増

○ 橋桁架設工法の変更

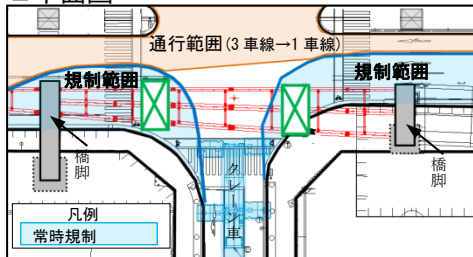
一般道を跨ぐ箇所での橋桁の架設工法については、当初、橋脚間にベントと呼ばれる仮の支柱を設置し、ベント上で分割された橋桁を架設・接合する「ベント架設工法」としていた。

その後、新名神高速道路の工事中に発生した橋桁落下事故に伴う国の通知（架設工事に伴う安全確保）や交通管理者との協議を踏まえ、工事の安全性の強化や道路の占用（車線規制）期間を短縮し、交通への影響を最小限にする必要があることから、特殊車両（多軸式特殊台車）を用いた橋桁の一括架設工法などへの変更が必要となったもの。

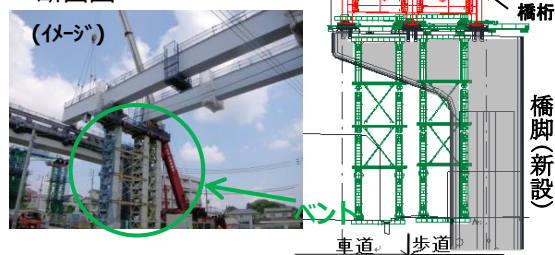
<代表事例>（香椎浜中央交差点）

【当初】 ベント架設工法（分割架設）

■平面図

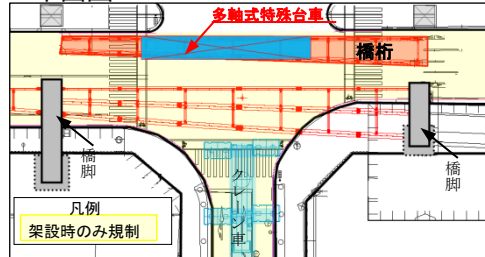


■断面図



【変更後】 多軸式特殊台車による一括架設工法

■平面図



■断面図



【橋桁架設に伴う道路占用（車線規制日数（4箇所））】

※主桁の施工日数であり、実際の規制は、この他に足場の設置・解体などに要する日数が必要

（当初）：延べ約 70 日（昼夜）

⇒

（変更後）：延べ約 25 日（夜間のみ）

福岡高速道路整備計画 新旧対照表

旧	新
5 新設又は改築に要する費用の概算額 8,823億円	5 新設又は改築に要する費用の概算額 8,871億円

(参考) 道路整備特別措置法 (抜粋)

(地方道路公社の行う指定都市高速道路の新設又は改築)

- 第十二条 地方道路公社は、次に掲げる要件に適合する道路のみで一の道路網が構成されている場合においては、道路法第十二条、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文若しくは第十七条第一項から第三項まで若しくは第八十八条第二項の規定又は同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議（同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定めにかかわらず、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路網を構成している道路（以下「指定都市高速道路」という。）を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。
- 一 政令で指定する人口五十万以上の市の区域及びその周辺の地域に存すること。
 - 二 道路法第四十八条の二第一項の規定による指定を受けた自動車のみ的一般交通の用に供する道路で都市計画において定められたものであること。
- 2 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、設計図その他国土交通省令で定める書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 整備計画
 - 二 工事実施計画
- 3 前項の整備計画には、一の道路網に係るすべての指定都市高速道路について、路線名、車線数その他の政令で定める事項を定めなければならない。
- 4 第二項の工事実施計画には、一の道路網に係るすべての指定都市高速道路について、同項の整備計画に従い、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 路線名及び工事の区間
 - 二 工事方法及び工事予算
 - 三 工事の着手及び完成の予定年月日
- 5 国土交通大臣は、第二項の申請に係る道路が第一項に規定する要件に適合するものであると認める場合に限り、同項の許可をすることができる。
- 6 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第二項の整備計画又は第四項第一号若しくは第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- 7 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第四項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣に届け出なければならない。
- 8 国土交通大臣は、第一項若しくは第六項の許可をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を当該道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）に通知しなければならない。

(指定都市高速道路に係る料金及び料金の徴収期間の認可)

第十三条 地方道路公社は、前条第一項の許可（同条第六項の許可を含む。以下同じ。）

を受けて新設し、又は改築した指定都市高速道路について料金を徴収しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

2 地方道路公社は、前項の認可を受けようとするときは、国土交通省令で定める書類を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 収支予算の明細

二 料金

三 料金の徴収期間

3 国土交通大臣は、前項の申請に係る料金の額及びその徴収期間が第二十三条に定める基準に適合するものであると認める場合に限り、第一項の認可をすることができる。

(道路管理者の同意等)

第十六条 地方道路公社は、第十条第一項の許可、第十一条第一項の許可（同条第四項の許可を含む。以下同じ。）、第十二条第一項の許可、第十三条第一項の認可又は前条第一項の許可（同条第四項の許可を含む。以下同じ。）を受けようとするときは、あらかじめ、当該許可又は認可に係る道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）の同意を得なければならない。

2 道路管理者は、前項の同意をしようとするとき（第十二条第二項第二号の工事実施計画又は第十三条第二項第二号の料金若しくは同項第三号の料金の徴収期間について同意をしようとするときを除く。）は、あらかじめ、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第26号

下水道施設の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

平成31年 2 月15日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、下水道施設の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

下水道施設の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

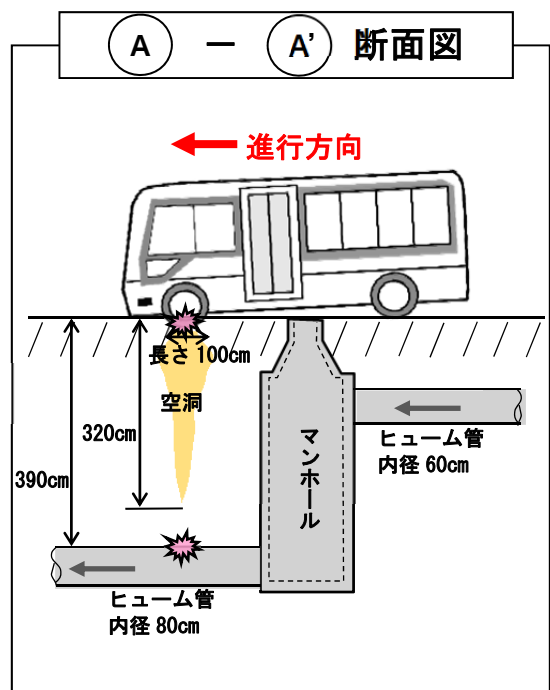
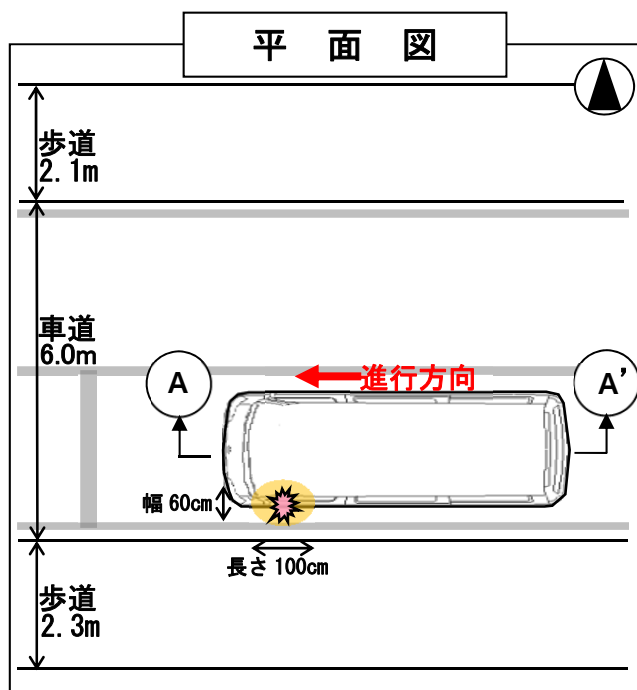
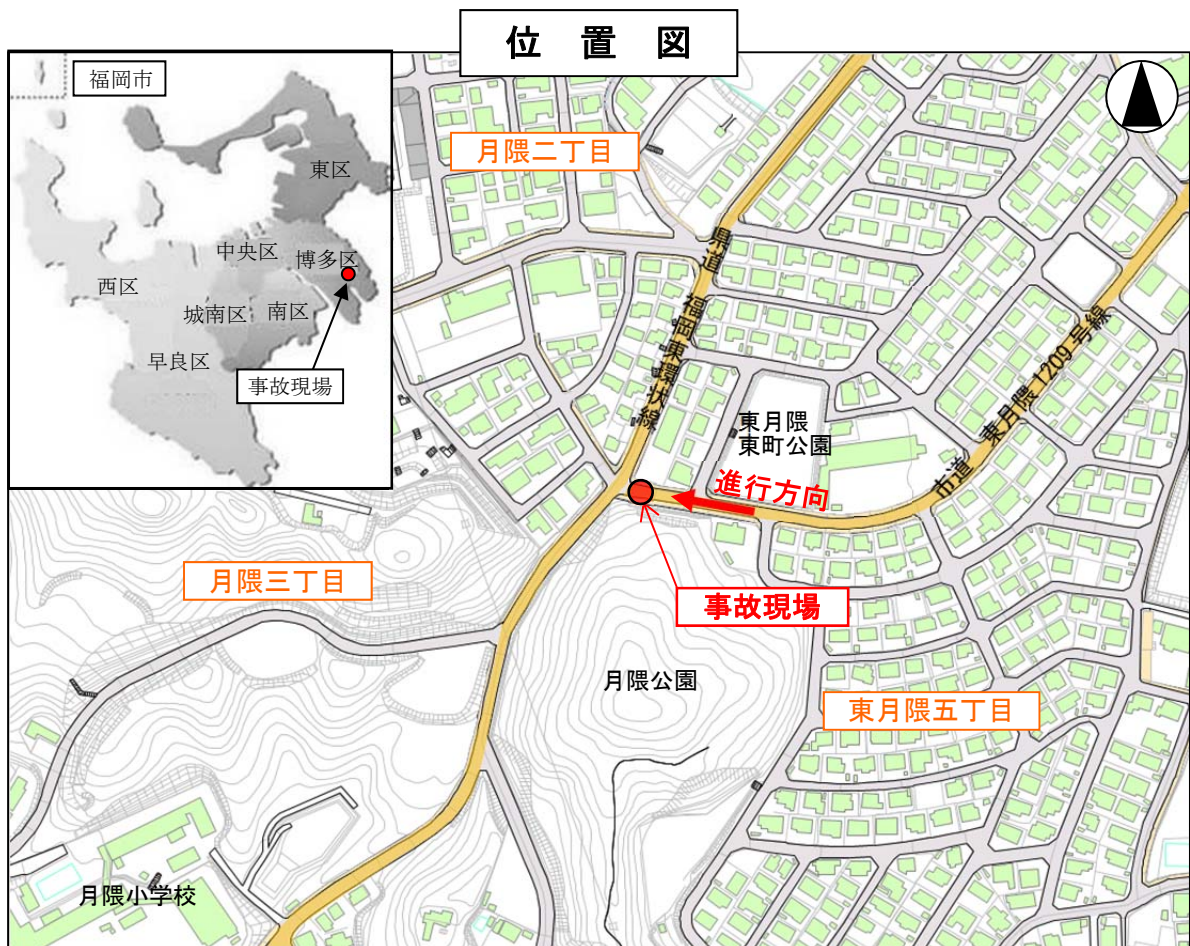
下水道施設の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	491,811円

2 事件の概要

平成30年7月17日午後2時30分頃、相手方〇〇〇〇〇〇〇〇所有のマイクロバスが、市内博多区東月隈五丁目38番付近の市道を走行中、赤信号のため停止しようとした際、当該市道に埋設された下水道管の破損部分に土砂が流入して当該市道下に空洞が生じていたため、路面が突然陥没して車輪が落ち込み、当該車両が破損して損害が生じたものである。



人的損害	0 円
物的損害	491, 811 円
損害額計	491, 811 円
市の過失割合	10 割
損害賠償額	491, 811 円

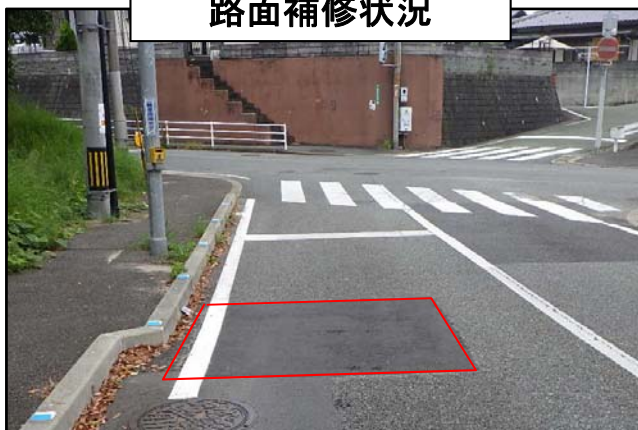
現場状況（遠景）



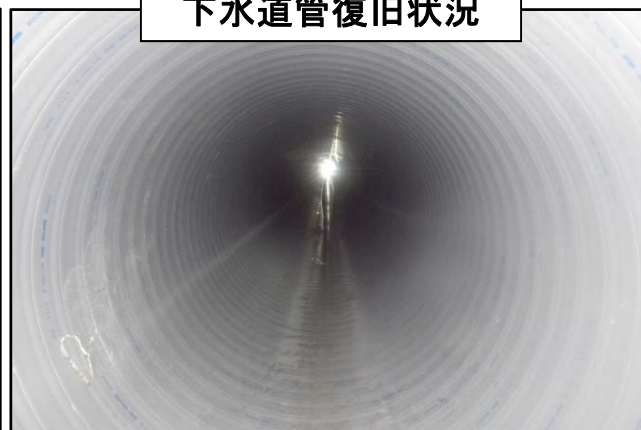
現場状況（近景）



路面補修状況



下水道管復旧状況



車両前面



破損状況

バンパーの破損



車体下部の変形



議案第 28 号

市道路線の認定について

上記の議案を提出する。

平成 31 年 2 月 15 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、道路の新設、道路の組替え等に伴い市道路線を認定する必要があるので、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものである。

市道路線の認定について

次のように市道路線を認定する。

路線番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
東 4840	和白東 4840 号線	東区和白東四丁目 14 番 31 地先から	
		同 14 番 27 地先まで	

(以 下 略)

○ 路線認定の内訳（路線数）

区 分	東 区	博多区	中央区	南 区	城南区	早良区	西 区	計
新 設	7	1	—	—	—	1	1	10
開発帰属	5	—	—	9	3	5	3	25
組 替	—	—	1	—	—	—	—	1
計	12	1	1	9	3	6	4	36

議案第 29 号

市道路線の変更について

上記の議案を提出する。

平成 31 年 2 月 15 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、道路の新設、道路の組替え等に伴い市道路線を変更する必要があるので、道路法第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものである。

市道路線の変更について

次のように市道路線を変更する。

路線番号	路 線 名	旧 新 別	起 終 点 点	重要な 経過地
東 919	香椎駅東 919 号線	旧	東区香椎駅東三丁目127 番16地先から 同 127 番 4 地先まで	
		新	東区香椎駅東三丁目127 番16地先から 同 127 番 3 地先まで	

(以 下 略)

○ 路線変更の内訳（路線数）

区 分	東 区	博多区	中央区	南 区	城南区	早良区	西 区	計
新 設	2	—	—	1	—	—	1	4
開発帰属	—	—	—	1	1	—	1	3
組 替 等	1	—	3	—	—	—	2	6
計	3	0	3	2	1	0	4	13